

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月28日

【会社名】 株式会社赤阪鐵工所

【英訳名】 Akasaka Diesels Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 赤 阪 治 恒

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号  
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 静岡県焼津市柳新屋670番地の6

【電話番号】 054(685)6081

【事務連絡者氏名】 常務取締役 塚 本 義 之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社赤阪鐵工所センタービル  
(静岡県焼津市柳新屋670番地の6)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の縦覧の便宜のために備えております。)

## 1【提出理由】

当社は、平成30年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月27日

### (2) 決議事項の内容

会社提案（第1号議案から第6号議案まで）

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金30円 総額 45,855,540円

ロ 効力発生日

平成30年6月28日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、杉本昭氏、赤阪治恒氏、阪口勝彦氏、塚本義之氏、渡瀬守氏、折尾幸司氏、西村やす子氏、野末寿一氏を選任するものであります。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役赤阪全七氏、美澤啓介氏、藤田勝也氏に退職慰労金を贈呈いたします。

第4号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

取締役5名及び監査役3名に対し、本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社の内規に従い相当額の範囲内で打切り支給いたします。

第5号議案 取締役に対する株式報酬制度導入の件

当社の取締役を対象に新たに株式報酬制度を導入いたします。

第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新いたします。

株主提案（第7号議案）

第7号議案 剰余金の処分の件

第120期の期末配当金として、普通株式1株当たり金45円を配当する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

会社提案（第1号議案から第6号議案まで）

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	9,929	1,783	0	(注)1	可決 82.91
第2号議案 取締役8名選任の件					
杉本 昭	11,808	168	0	(注)2	可決 98.60
赤阪 治恒	11,720	256	0		可決 97.86
阪口 勝彦	11,900	76	0		可決 99.37
塚本 義之	11,900	76	0		可決 99.37
渡瀬 守	11,899	77	0		可決 99.36
折尾 幸司	11,899	77	0		可決 99.36
西村 やす子	11,899	77	0		可決 99.36
野末 寿一	11,900	76	0		可決 99.37
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	10,344	1,632	0	(注)1	可決 86.37
第4号議案 役員退職慰労金制度 廃止に伴う打切り支給の件	10,453	1,523	0	(注)1	可決 87.28
第5号議案 取締役に対する株式 報酬制度導入の件	11,905	71	0	(注)1	可決 99.41
第6号議案 当社株式の大量取得 行為に関する対応策 (買収防衛策)更新 の件	10,225	1,751	0	(注)1	可決 85.38

株主提案（第7号議案）

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第7号議案 剰余金の処分の件	1,694	10,107	0	(注)1	否決 14.14

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、会社提案の各議案については決議事項の可決要件を満たし、また株主提案の議案については決議事項の可決要件を満たさないことがそれぞれ確定し、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。